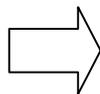


菰野町地域公共交通会議について

《設置の背景》

道路運送法の改正（平成 18 年 10 月 1 日施行）により、新たな協議組織の仕組みが示された。

平成 17 年 2 月
菰野町コミュニティバス運行推進協議会設置



平成 20 年 4 月
菰野町地域公共交通会議設置

《設置の目的》

道路運送法の規定に基づき、地域住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議することを目的とします。

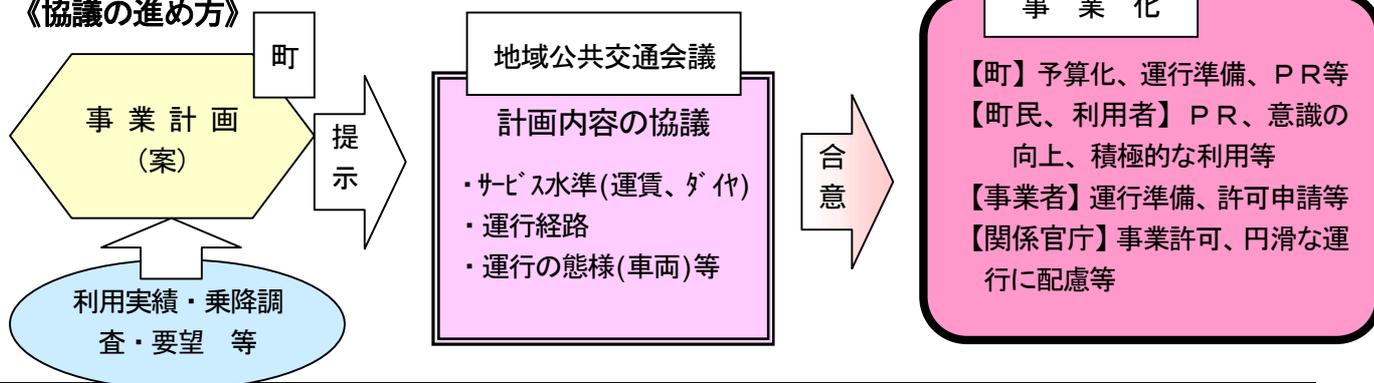
《協議の内容》

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) その他、交通会議が必要と認める事項

《構 成 員》

- 一般乗合旅客自動車運送事業者
- 一般乗合旅客自動車運送事業者の組織する団体の指名する者
- 一般旅客自動車運送事業者の組織する団体の指名する者
- 住民又は利用者の代表
- 国土交通省中部運輸局三重運輸支局長又はその指名する者
- 道路管理者
- 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の指名する者
- 三重県警察四日市西警察署長又はその指名する者
- 三重県職員
- 菰野町職員

《協議の進め方》



地域公共交通会議における地域の関係者の合意とは

地域公共交通会議（省令、ガイドライン）

【主宰者】市区町村（複数市区町村共同、都道府県も可）

【構成員】市区町村、住民代表、利用者代表、都道府県、地方運輸局（又は支局）、旅客自動車運送事業者（又はその団体）、道路管理者、都道府県警察、学識経験者等（地域の実情に応じて）

【目 的】地域のニーズに即した乗合運送サービスの運行形態（市町村運営バスの必要性を含む）、サービス水準、運賃等について協議。必要に応じて、例えば地域の交通計画を策定
・輸送の安全、旅客の利便の確保方策等を説明（地方運輸局において審査）

合意

新 4 条に基づく乗合事業者による運送（事業許可又は事業計画変更認可）

- 運賃認可の届出化
- 道路管理者・警察への意見照会の簡便化
- 標準処理期間の短縮 ・路線変更認可の迅速化等合意

